工事請負契約書(案)

収入印紙

貼　　付

１　工事の番号・名称　　　　第○○－４１３７１－○○○○号

　　　　　　　　　　　　　　○○○○工事

２　工事の場所　　　　○○号線（川）

　　　　　　　　　　　　　　双葉郡○○地内

３　工　　　　　　期　　　　着工　令和　　　年　　　月　　　日

完成　令和　　　年　　　月　　　日

４　工事請負代金の額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円也

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　金　　　　　　　円也）

５　契約保証金

６　特記事項

（この特記事項は、該当する場合に記載すること。）

第１　上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。

第２　上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

　　上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　　　　　　　　は、福島県工事請負契約

約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、

請負契約を締結する。

特　約　条　項　※「契約の方法及び入札の条件」による。

第１　約款第３８条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第２　約款第３５条第１項中「１０分の４」とあるのは「１０分の４．５」と、同条第３項中「１，０００万円以上で、かつ、工期が１００日以上」とあるのは「３００万円以上」と、同条第６項中「１０分の４」とあるのは「１０分の４．５」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の６．５」と、同条第７項及び同条第８項中「１０分の５」とあるのは「１０分の５．５」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の６．５」と読み替えて、規定を準用する。

第３　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第４　約款第３７条に次のただし書を加える。

　　　ただし、平成２８年４月１日から令和５年３月３１日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和５年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

　保有する。

発注者　住　所　福島県双葉郡富岡町小浜５５３番地２

氏　名　福島県

福島県富岡土木事務所長　　○○○○　　印

受注者　住　所

氏　名